

- 本年3月に閣議決定、国会提出し、6月に成立した障害者雇用促進法改正法において、国及び地方公共団体は、①障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び②障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならないこととされた。
- また、**本年3月の関係閣僚会議決定**※において、各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化について、
 - (1) **障害者雇用推進者には、各府省等の官房長等を選任することとし、障害者活躍推進計画作成指針にその旨を明記する。**
 - (2) その上で、各府省等に対し、人事評価の一環として、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等の障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価に当たっては、その業務内容に応じて、障害者採用計画及び障害者活躍推進計画の実施、障害者からの相談への対応等の取組が適切に考慮されるものであることを周知する。

こととされており、今後これに沿って、障害者活躍推進計画作成指針の各府省協議を実施予定。

※「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について
(平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)

- なお、**障害者職業生活相談員の配置についても**、5人以上の障害者が勤務する事業所ごとに1名を選任することで法令上は足りることとなる一方、現在民間に対して、**事業所の規模、障害者数、障害の種類等に応じて複数の選任を行うよう**求めているところであり、国及び地方公共団体に対しても同様の取扱を求めていくよう、**障害者活躍推進計画作成指針に記載する方向で合わせて協議予定。**

(公務部門における障害者職業生活相談員の選任の数のイメージ)

本省・外局・地方支分部局等の各事業所(雇用障害者数が5名以上)だけでなく、各事業所内の各部局(雇用障害者数が5名以上)においても、少なくとも1名選任

【今後の予定】

- 9月下旬 厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者活躍推進計画作成指針等について議論
- 10月上旬 同上（2回目の議論）
- 10月下旬 同分科会において、障害者活躍推進計画作成指針案について諮問
- 11月末頃 障害者活躍推進計画作成指針を告示（予定）